

# 令和7年度第3回多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会

日 程 令和7年12月23日(火)

午後1時15分から

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

協議事項1 多賀城東部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

**資料1** **別紙1** **別紙2**

協議事項2 多賀城西部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

**資料2** **別紙1** **別紙2**

### 3 閉 会

## 協議事項 1

多賀城東部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

新たな手法により、65歳以上の多賀城市民または障害者である多賀城市民に対する新たな運賃を令和8年4月1日から設定する。

### 【協議事項】

#### (1) 運送の区間

起点	主な経由地	終点
汐見台中央	多賀城駅	国府多賀城駅

#### (2) 運賃の種類、額及び適用方法

ア 対象者：65歳以上または障害者（障害者手帳所持者）である多賀城市民  
(※ 障害者については、本人の移動支援のため同乗する介護者1名を含む。)

イ 運 貨：無 料

##### ウ 適用条件

(ア) 65歳以上の多賀城市民（デジタルタイプ乗車証）

デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」内ミニアプリから電子申請を行い、要件を満たした場合表示されるQRコードをバス降車時に専用の端末にかざすことによって、イ 運賃が適用となる。

(イ) 65歳以上の多賀城市民（カードタイプ乗車証）

窓口において申請を行い、要件を満たした場合発行されるカードタイプ乗車証をバス降車時にバス運転手に提示することによって、イ 運賃が適用となる。

(ウ) 障害者である多賀城市民

本人に交付されている各種障害者手帳をバス降車時にバス運転手に提示することによって、イ 運賃が適用となる。

#### (3) 適用する期間

令和8年4月1日から

※制度内容は別紙1参照

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和7年12月23日開催の令和7年度多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会において、下記事項に関し、協議が調っていることを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

多賀城東部線 路線図等は別紙資料のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

東部線

運行系統名	起点	主な経由地	終点
多賀城東部線	汐見台中央	多賀城駅前	国府多賀城駅

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法について

(1) 対象者: 65歳以上または障害者(障害者手帳所持者)である多賀城市民。

(※ 障害者については、本人の移動支援のため同乗する介護者1名を含む。)

(2) 運賃: 無料

(3) 適用条件

ア 65歳以上の多賀城市民(デジタルタイプ乗車証)

デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」内ミニアプリから電子申請を行い、要件を満たした場合表示されるQRコードをバス降車時に専用の端末にかざすことによって、(2) 運賃が適用となる。

イ 65歳以上の多賀城市民(カードタイプ乗車証)

窓口において申請を行い、要件を満たした場合発行されるカードタイプ乗車証をバス降車時にバス運転手に提示することによって、(2) 運賃が適用となる。

ウ 障害者である多賀城市民

本人に交付されている各種障害者手帳をバス降車時にバス運転手に提示することによって、(2) 運賃が適用となる。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から

令和7年 月 日

多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会  
会長 徳永 幸之

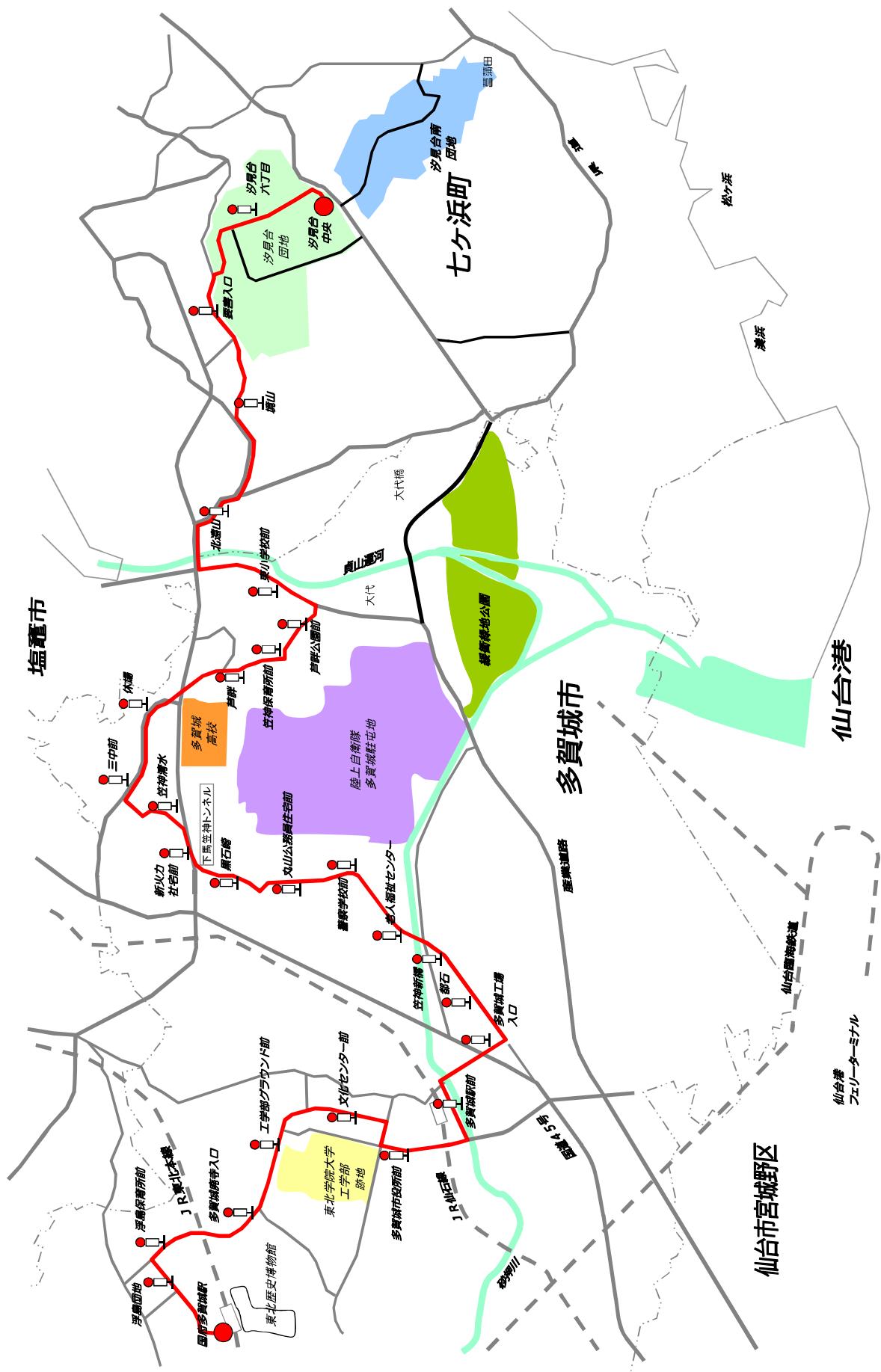
## 【新旧対照表】

### 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法について

(新)	(旧)
<p>(1) 対象者: 65歳以上または障害者（障害者手帳所持者）である多賀城市民。</p> <p><u>（※ 障害者については、本人の移動支援のため同乗する介護者1名を含む。）</u></p> <p>(2) 運賃：無料</p> <p><u>(3) 適用条件</u></p> <p><u>ア 65歳以上の多賀城市民(デジタルタイプ乗車証)</u>  <u>デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」内ミニアプリから電子申請を行い、要件を満たした場合表示されるQRコードをバス降車時に専用の端末にかざすことによって、(2) 運賃が適用となる。</u></p> <p><u>イ 65歳以上の多賀城市民(カードタイプ乗車証)</u>  <u>窓口において申請を行い、要件を満たした場合発行されるカードタイプ乗車証をバス降車時にバス運転手に提示することによって、(2) 運賃が適用となる。</u></p> <p><u>ウ 障害者である多賀城市民</u>  <u>本人に交付されている各種障害者手帳をバス降車時にバス運転手に提示することによって、(2) 運賃が適用となる。</u></p>	<p>(1) 対象者: 65歳以上または障害者（障害者手帳所持者）である多賀城市民。</p> <p>(2) 運賃：無料</p> <p>(3) 適用条件: スマートフォン等からバス運賃無料証明書（以下「証明書」という。）の電子申請を行い、該当となる方へ「証明書」の画像データが多賀城市から付与される。</p> <p>その付与された「証明書」の画像データをバス降車時にバス運転手に提示することによって(2)運賃が適用となる。</p>

### 適用する期間

(新)	(旧)
<u>令和8年4月1日から</u>	令和7年10月1日から令和8年3月31日までを予定



平成28年10月1日  
ダイヤ改正

# ユーアイバス 多賀城東部線時刻表

平成28年10月1日改正

## 上り 国府多賀城駅行き

停留所	便	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	
汐見台中央	6:38	7:38	8:23	9:28	10:18	11:28	13:08	14:28	15:28	16:28	17:18	18:38	19:08	20:33	
汐見台六丁目	6:39	7:39	8:24	9:29	10:19	11:29	13:09	14:29	15:29	16:29	17:19	18:39	19:09	20:34	
要害入口	6:40	7:40	8:25	9:30	10:20	11:30	13:10	14:30	15:30	16:30	17:20	18:40	19:10	20:35	
境山	6:41	7:41	8:26	9:31	10:21	11:31	13:11	14:31	15:31	16:31	17:21	18:41	19:11	20:36	
北遠山	6:42	7:42	8:27	9:32	10:22	11:32	13:12	14:32	15:32	16:32	17:22	18:42	19:12	20:37	
東小学校前	6:44	7:44	8:29	9:34	10:24	11:34	13:14	14:34	15:34	16:34	17:24	18:44	19:14	20:39	
芦畔公園前	6:45	7:45	8:30	9:35	10:25	11:35	13:15	14:35	15:35	16:35	17:25	18:45	19:15	20:40	
笠神保育所前	6:46	7:46	8:31	9:36	10:26	11:36	13:16	14:36	15:36	16:36	17:26	18:46	19:16	20:41	
芦畔	6:47	7:47	8:32	9:37	10:27	11:37	13:17	14:37	15:37	16:37	17:27	18:47	19:17	20:42	
休場	6:48	7:48	8:33	9:38	10:28	11:38	13:18	14:38	15:38	16:38	17:28	18:48	19:18	20:43	
三中前	6:49	7:49	8:34	9:39	10:29	11:39	13:19	14:39	15:39	16:39	17:29	18:49	19:19	20:44	
笠神清水	6:50	7:50	8:35	9:40	10:30	11:40	13:20	14:40	15:40	16:40	17:30	18:50	19:20	20:45	
新火力社宅前	6:51	7:51	8:36	9:41	10:31	11:41	13:21	14:41	15:41	16:41	17:31	18:51	19:21	20:46	
黒石崎	6:52	7:52	8:37	9:42	10:32	11:42	13:22	14:42	15:42	16:42	17:32	18:52	19:22	20:47	
丸山公務員住宅前	6:53	7:53	8:38	9:43	10:33	11:43	13:23	14:43	15:43	16:43	17:33	18:53	19:23	20:48	
警察学校前	6:54	7:54	8:39	9:44	10:34	11:44	13:24	14:44	15:44	16:44	17:34	18:54	19:24	20:49	
老人福祉センター	6:55	7:55	8:40	9:45	10:35	11:45	13:25	14:45	15:45	16:45	17:35	18:55	19:25	20:50	
笠神新橋	6:56	7:56	8:41	9:46	10:36	11:46	13:26	14:46	15:46	16:46	17:36	18:56	19:26	20:51	
都石	6:57	7:57	8:42	9:47	10:37	11:47	13:27	14:47	15:47	16:47	17:37	18:57	19:27	20:52	
多賀城工場入口	6:58	7:58	8:43	9:48	10:38	11:48	13:28	14:48	15:48	16:48	17:38	18:58	19:28	20:53	
多賀城駅前	7:00	8:00	8:45	9:50	10:40	11:50	13:30	14:50	15:50	16:50	17:40	19:00	19:30	20:55	
多賀城市役所前	7:02	8:02	8:47	9:52	10:42	11:52	13:32	14:52	15:52	16:52	17:42	19:02	19:32	20:57	
文化センター前	7:04	8:04	8:49	9:54	10:44	11:54	13:34	14:54	15:54	16:54	17:44	19:04	19:34	20:59	
工学部グラウンド前	7:05	8:05	8:50	9:55	10:45	11:55	13:35	14:55	15:55	16:55	17:45	19:05	19:35	21:00	
多賀城廃寺入口	7:06	8:06	8:51	9:56	10:46	11:56	13:36	14:56	15:56	16:56	17:46	19:06	19:36	21:01	
浮島保育所前	7:07	8:07	8:52	9:57	10:47	11:57	13:37	14:57	15:57	16:57	17:47	19:07	19:37	21:02	
浮島団地	7:08	8:08	8:53	9:58	10:48	11:58	13:38	14:58	15:58	16:58	17:48	19:08	19:38	21:03	
国府多賀城駅	7:09	8:09	8:54	9:59	10:49	11:59	13:39	14:59	15:59	16:59	17:49	19:09	19:39	21:04	

平成28年10月1日改正

## 下り 汐見台中央行き

停留所	便	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	土日運休	
国府多賀城駅	7:36	8:31	9:26	10:36	11:11	12:26	14:16	15:36	16:21	17:51	18:16	19:41	20:06	21:26	
浮島団地	7:37	8:32	9:27	10:37	11:12	12:27	14:17	15:37	16:22	17:52	18:17	19:42	20:07	21:27	
浮島保育所前	7:38	8:33	9:28	10:38	11:13	12:28	14:18	15:38	16:23	17:53	18:18	19:43	20:08	21:28	
多賀城廃寺入口	7:39	8:34	9:29	10:39	11:14	12:29	14:19	15:39	16:24	17:54	18:19	19:44	20:09	21:29	
工学部グラウンド前	7:40	8:35	9:30	10:40	11:15	12:30	14:20	15:40	16:25	17:55	18:20	19:45	20:10	21:30	
文化センター前	7:41	8:36	9:31	10:41	11:16	12:31	14:21	15:41	16:26	17:56	18:21	19:46	20:11	21:31	
多賀城市役所前	7:43	8:38	9:33	10:43	11:18	12:33	14:23	15:43	16:28	17:58	18:23	19:48	20:13	21:33	
多賀城駅前	7:45	8:40	9:35	10:45	11:20	12:35	14:25	15:45	16:30	18:00	18:25	19:50	20:15	21:35	
多賀城工場入口	7:47	8:42	9:37	10:47	11:22	12:37	14:27	15:47	16:32	18:02	18:27	19:52	20:17	21:37	
都石	7:48	8:43	9:38	10:48	11:23	12:38	14:28	15:48	16:33	18:03	18:28	19:53	20:18	21:38	
笠神新橋	7:49	8:44	9:39	10:49	11:24	12:39	14:29	15:49	16:34	18:04	18:29	19:54	20:19	21:39	
老人福祉センター	7:50	8:45	9:40	10:50	11:25	12:40	14:30	15:50	16:35	18:05	18:30	19:55	20:20	21:40	
警察学校前	7:51	8:46	9:41	10:51	11:26	12:41	14:31	15:51	16:36	18:06	18:31	19:56	20:21	21:41	
丸山公務員住宅前	7:52	8:47	9:42	10:52	11:27	12:42	14:32	15:52	16:37	18:07	18:32	19:57	20:22	21:42	
黒石崎	7:53	8:48	9:43	10:53	11:28	12:43	14:33	15:53	16:38	18:08	18:33	19:58	20:23	21:43	
新火力社宅前	7:54	8:49	9:44	10:54	11:29	12:44	14:34	15:54	16:39	18:09	18:34	19:59	20:24	21:44	
笠神清水	7:55	8:50	9:45	10:55	11:30	12:45	14:35	15:55	16:40	18:10	18:35	20:00	20:25	21:45	
三中前	7:56	8:51	9:46	10:56	11:31	12:46	14:36	15:56	16:41	18:11	18:36	20:01	20:26	21:46	
休場	7:57	8:52	9:47	10:57	11:32	12:47	14:37	15:57	16:42	18:12	18:37	20:02	20:27	21:47	
芦畔	7:58	8:53	9:48	10:58	11:33	12:48	14:38	15:58	16:43	18:13	18:38	20:03	20:28	21:48	
笠神保育所前	7:59	8:54	9:49	10:59	11:34	12:49	14:39	15:59	16:44	18:14	18:39	20:04	20:29	21:49	
芦畔公園前	8:00	8:55	9:50	11:00	11:35	12:50	14:40	16:00	16:45	18:15	18:40	20:05	20:30	21:50	
東小学校前	8:01	8:56	9:51	11:01	11:36	12:51	14:41	16:01	16:46	18:16	18:41	20:06	20:31	21:51	
北遠山	8:03	8:58	9:53	11:03	11:38	12:53	14:43	16:03	16:48	18:18	18:43	20:08	20:33	21:53	
境山	8:04	8:59	9:54	11:04	11:39	12:54	14:44	16:04	16:49	18:19	18:44	20:09	20:34	21:54	
要害入口	8:05	9:00	9:55	11:05	11:40	12:55	14:45	16:05	16:50	18:20	18:45	20:10	20:35	21:55	
汐見台六丁目	8:06	9:01	9:56	11:06	11:41	12:56	14:46	16:06	16:51	18:21	18:46	20:11	20:36	21:56	
汐見台中央	8:07	9:02	9:57	11:07	11:42	12:57	14:47	16:07	16:52	18:22	18:47	20:12	20:37	21:57	

※土曜日・日曜日・祝日は休日ダイヤで運行します(お盆期間・年末年始も休日ダイヤとなります)。

# 多賀城東部運輸有限公司

多賀城東部線運賃表		(単位:円)	
国府多賀城駅前	100	浮島団地	100
浮島保育所前	100	浮島団地	100
浮島保育所入口	100	浮島保育所前	100
多賀城廃寺入口	100	浮島保育所前	100
多賀城グラウンド前	100	浮島保育所前	100
工学部センター前	100	浮島保育所前	100
文化センター前	100	浮島保育所前	100
多賀城駅前	100	浮島保育所前	100
多賀城工場入口	100	浮島保育所前	100
多賀城工場入口	100	150	150
多賀城工場入口	100	150	150
都石	100	150	150
笠神新橋	100	150	150
老人福祉センター	100	150	150
老人福祉センター	100	150	150
警察学校前	100	150	150
丸山公務員住宅前	100	150	150
黒石崎	100	150	150
新火力社宅前	100	150	150
笠神清水	100	150	150
三中前	100	150	150
休場	100	150	150
芦畔	100	150	150
笠神保育所前	100	150	150
芦畔公園前	100	150	150
東小学校前	100	150	150
北遠山	100	150	150
境山	100	150	150
要害入口	100	150	150
汐見台六丁目	100	150	150
汐見台中央	100	150	150

上記料金は、大人（中学生以上）の料金です。小児料金は、上記料金の半額となります。

障害者手帳をお持ちの方は、上記料金・小児料金のそれぞれ半額です。

運転免許証明書若しくはマイナンバーカードをお持ちの65歳以上の方には、交付日から1年間無料です。

## 協議事項 2

多賀城西部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

新たな手法により、65歳以上の多賀城市民または障害者である多賀城市民に対する新たな運賃を令和8年4月1日から設定する。

### 【協議事項】

#### (1) 運送の区間

起点	主な経由地	終点
多賀城駅又はヨークベニマル塩釜店前	岩切駅	多賀城駅又はヨークベニマル塩釜店前

#### (2) 運賃の種類、額及び適用方法

ア 対象者：65歳以上または障害者（障害者手帳所持者）である多賀城市民  
(※ 障害者については、本人の移動支援のため同乗する介護者1名を含む。)

イ 運 貨：無 料

##### ウ 適用条件

(ア) 65歳以上の多賀城市民（デジタルタイプ乗車証）

デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」内ミニアプリから電子申請を行い、要件を満たした場合表示されるQRコードをバス降車時に専用の端末にかざすことによって、イ 運賃が適用となる。

(イ) 65歳以上の多賀城市民（カードタイプ乗車証）

窓口において申請を行い、要件を満たした場合発行されるカードタイプ乗車証をバス降車時にバス運転手に提示することによって、イ 運賃が適用となる。

(ウ) 障害者である多賀城市民

本人に交付されている各種障害者手帳をバス降車時にバス運転手に提示することによって、イ 運賃が適用となる。

#### (3) 適用する期間

令和8年4月1日から

※制度内容は別紙1参照

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和7年12月23日開催の令和7年度多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会において、下記事項に関し、協議が調っていることを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

多賀城西部線 路線図等は別紙資料のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

西部線

運行系統名	起点	主な経由地	終点
多賀城西部線	多賀城駅又はヨークベニマル塩釜店前	岩切駅	多賀城駅又はヨークベニマル塩釜店前

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法について

(1) 対象者: 65歳以上または障害者(障害者手帳所持者)である多賀城市民。

(※ 障害者については、本人の移動支援のため同乗する介護者1名を含む。)

(2) 運賃: 無料

(3) 適用条件

ア 65歳以上の多賀城市民(デジタルタイプ乗車証)

デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」内ミニアプリから電子申請を行い、要件を満たした場合表示されるQRコードをバス降車時に専用の端末にかざすことによって、(2) 運賃が適用となる。

イ 65歳以上の多賀城市民(カードタイプ乗車証)

窓口において申請を行い、要件を満たした場合発行されるカードタイプ乗車証をバス降車時にバス運転手に提示することによって、(2) 運賃が適用となる。

ウ 障害者である多賀城市民

本人に交付されている各種障害者手帳をバス降車時にバス運転手に提示することによって、(2) 運賃が適用となる。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から

令和7年 月 日

多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会  
会長 徳永 幸之

## 【新旧対照表】

### 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法について

(新)	(旧)
<p>(1) 対象者: 65歳以上または障害者（障害者手帳所持者）である多賀城市民。</p> <p><u>（※ 障害者については、本人の移動支援のため同乗する介護者1名を含む。）</u></p> <p>(2) 運賃：無料</p> <p><u>(3) 適用条件</u></p> <p><u>ア 65歳以上の多賀城市民(デジタルタイプ乗車証)</u>  <u>デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」内ミニアプリから電子申請を行い、要件を満たした場合表示されるQRコードをバス降車時に専用の端末にかざすことによって、(2) 運賃が適用となる。</u></p> <p><u>イ 65歳以上の多賀城市民(カードタイプ乗車証)</u>  <u>窓口において申請を行い、要件を満たした場合発行されるカードタイプ乗車証をバス降車時にバス運転手に提示することによって、(2) 運賃が適用となる。</u></p> <p><u>ウ 障害者である多賀城市民</u>  <u>本人に交付されている各種障害者手帳をバス降車時にバス運転手に提示することによって、(2) 運賃が適用となる。</u></p>	<p>(1) 対象者: 65歳以上または障害者（障害者手帳所持者）である多賀城市民。</p> <p>(2) 運賃：無料</p> <p>(3) 適用条件: スマートフォン等からバス運賃無料証明書（以下「証明書」という。）の電子申請を行い、該当となる方へ「証明書」の画像データが多賀城市から付与される。</p> <p>その付与された「証明書」の画像データをバス降車時にバス運転手に提示することによって(2)運賃が適用となる。</p>

### 適用する期間

(新)	(旧)
<u>令和8年4月1日から</u>	令和7年10月1日から令和8年3月31日までを予定

## 多賀城西部線 路線図



〈問合せ先〉

■ 株式会社 仙塩交通 (022-366-5666)

■ 多賀城市都市産業部都市計画課 (022-368-4241)

# 多賀城西部線 運行ダイヤ

## 【平日】

## 【休日】

平日 南宮～岩切～新田駅間 (北回り)									
停 留 所	1便	2便	3便	4便	5便	停 留 所	1便	2便	3便
ヨークベニマル多賀城店前	10:59	14:36				9:33	12:25	16:02	17:28
留 ケ 谷 二 丁 目	11:01	14:38				9:35	12:27	16:04	17:30
向 案 隆 前	11:02	14:39				9:36	12:28	16:05	17:31
留 ケ 谷 三 丁 目	11:03	14:40				9:37	12:29	16:06	17:32
中 央 三 丁 目	11:05	14:42				9:39	12:31	16:08	17:34
多 賀 城 駅 前	8:30	11:07	14:44	18:46	19:41	6:40	7:30	9:41	12:33
多 賀 城 市 役 所 前	8:32	11:09	14:46	18:48	19:43	6:42	7:32	9:43	12:35
高 崎 二 号 公 園 前	8:33	11:10	14:47	18:49	19:44	6:43	7:33	9:44	12:36
高 崎 中 学 校 前	8:34	11:11	14:48	18:50	19:45	6:44	7:34	9:45	12:37
高 崎 中 学 校 前	11:13	14:50				9:47	12:39	16:16	17:42
東 北 歴 史 博 物 館 前	11:17	14:54				9:51	12:43	16:20	17:46
ヨークベニマル多賀城店前	8:37	11:22	14:59	18:53	19:48	6:47	7:37	9:56	12:48
高 橋 三 丁 目	8:39	11:24	15:01	18:55	19:50	6:49	7:39	9:58	12:50
多 賀 城 先 前	8:40	11:25	15:02	18:56	19:51	6:51	7:41	10:00	12:52
南 宮 交 通 前	8:41	11:26	15:03	18:57	19:52	6:52	7:42	10:01	12:53
山 王 地 区 公 民 館 前	8:43	11:28	15:05	18:59	19:54	6:53	7:43	10:02	12:54
J A 仙 台 南 宮 支 店 前	8:44	11:29	15:06	19:00	19:55	6:54	7:44	10:03	12:55
便 用	8:45	11:30	15:07	19:01	19:56	6:55	7:45	10:05	12:57
一 里 重 切 駅	8:47	11:32	15:09	19:03	19:58	6:57	7:47	7:50	10:09
岩 切 駅 前	8:50	11:35	15:12	19:06	20:01	7:03	7:53	10:12	13:04
市 営 施 田 住 宅 前	8:53	11:38	15:15	19:09	20:04	7:06	7:56	10:14	13:06
北 安 桑 寺	8:55	11:40	15:17	19:11	20:06	7:07	7:57	10:16	13:08
聞 田 合	8:56	11:41	15:18	19:12	20:07	7:09	7:59	10:18	13:10
新 田 字 中	8:57	11:42	15:19	19:13	20:08	7:10	8:00	10:19	13:11
高 橋 一 丁 目	8:58	11:43	15:20	19:14	20:09	7:11	8:01	10:20	13:12
高 橋 三 丁 目	9:00	11:45	15:22	19:16	20:11	7:12	8:02	10:22	13:14
ヨークベニマル多賀城店前	9:02	11:47	15:24	19:18	20:13	7:13	8:03	10:24	13:16
ヤマザワ多賀城店前	11:49	15:26				10:24	13:16	16:53	18:19
東 北 歴 史 博 物 館 前	11:53	15:30				10:28	13:20	16:57	18:23
高 崎 二 号 公 園 前	9:05	11:57	15:34	19:21	20:16	7:16	8:06	10:32	13:24
高 崎 二 号 公 園 前	9:06	11:58	15:35	19:22	20:17	7:17	8:07	10:33	13:25
多 賀 城 市 役 所 前	9:07	11:59	15:36	19:23	20:18	7:18	8:08	10:34	13:26
多 賀 城 駅 前	9:10	12:02	15:39	19:26	20:21	7:20	8:10	10:36	13:28
中 央 三 丁 目	9:12	12:04	15:41			10:38	13:30	17:07	
留 ケ 谷 三 丁 目	9:14	12:06	15:43			10:40	13:32	17:09	
向 案 院 二 号 公 園 前	9:15	12:07	15:44			10:41	13:33	17:10	
留 ケ 谷 二 号 公 園 前	9:16	12:08	15:45			10:42	13:34	17:11	
ヨークベニマル多賀城店前	9:18	12:10	15:47			10:44	13:36	17:13	
次 先 便	南 3 便	南 4 便	南 5 便	北 5 便	最 終				

休日 新田～岩切～新田駅間 (南回り)									
停 留 所	1便	2便	3便	4便	5便	停 留 所	1便	2便	3便
ヨークベニマル多賀城店前	10:59	14:36				9:33	12:25	16:02	17:28
留 ケ 谷 二 丁 目	11:01	14:38				9:35	12:27	16:04	17:30
留 ケ 谷 一 院 前	11:02	14:39				9:36	12:28	16:05	17:31
留 ケ 谷 三 丁 目	11:03	14:40				9:37	12:29	16:06	17:32
中 央 三 丁 目	11:05	14:42				9:39	12:31	16:08	17:34
多 賀 城 駅 前	8:30	11:07	14:44	18:46	19:41	6:40	7:30	9:41	12:33
多 賀 城 市 役 所 前	8:32	11:09	14:46	18:48	19:43	6:42	7:32	9:43	12:35
高 崎 二 号 公 園 前	8:33	11:10	14:47	18:49	19:44	6:43	7:33	9:44	12:36
高 崎 中 学 校 前	8:34	11:11	14:48	18:50	19:45	6:44	7:34	9:45	12:37
高 崎 中 学 校 前	11:13	14:50				9:47	12:39	16:16	17:42
東 北 歴 史 博 物 館 前	11:17	14:54				9:51	12:43	16:20	17:46
ヨークベニマル多賀城店前	8:37	11:22	14:59	18:53	19:48	6:47	7:37	9:56	12:48
高 橋 三 丁 目	8:39	11:24	15:01	18:55	19:50	6:49	7:39	9:58	12:50
多 賀 城 先 前	8:40	11:25	15:02	18:56	19:51	6:51	7:41	10:00	12:52
南 宮 交 通 前	8:41	11:26	15:03	18:57	19:52	6:52	7:42	10:01	12:53
山 王 地 区 公 民 館 前	8:43	11:28	15:05	18:59	19:54	6:53	7:43	10:02	12:54
J A 仙 台 南 宮 支 店 前	8:44	11:29	15:06	19:00	19:55	6:54	7:44	10:03	12:55
便 用	8:45	11:30	15:07	19:01	19:56	6:55	7:45	10:05	12:57
一 里 重 切 駅	8:47	11:32	15:09	19:03	19:58	6:57	7:47	7:50	10:09
岩 切 駅 前	8:50	11:35	15:12	19:06	20:01	7:03	7:53	10:12	13:04
市 営 施 田 住 宅 前	8:53	11:38	15:15	19:09	20:04	7:06	7:56	10:14	13:06
北 安 桑 寺	8:55	11:40	15:17	19:11	20:06	7:07	7:57	10:16	13:08
聞 田 合	8:56	11:41	15:18	19:12	20:07	7:09	7:59	10:18	13:10
新 田 字 中	8:57	11:42	15:19	19:13	20:08	7:10	8:00	10:19	13:11
高 橋 一 丁 目	8:58	11:43	15:20	19:14	20:09	7:11	8:01	10:20	13:12
高 橋 三 丁 目	9:00	11:45	15:22	19:16	20:11	7:12	8:02	10:22	13:14
ヨークベニマル多賀城店前	9:02	11:47	15:24	19:18	20:13	7:13	8:03	10:24	13:16
ヤマザワ多賀城店前	11:49	15:26				10:24	13:16	16:53	18:19
東 北 歴 史 博 物 館 前	11:53	15:30				10:28	13:20	16:57	18:23
高 崎 二 号 公 園 前	9:05	11:57	15:34	19:21	20:16	7:16	8:06	10:32	13:24
高 崎 二 号 公 園 前	9:06	11:58	15:35	19:22	20:17	7:17	8:07	10:33	13:25
多 賀 城 市 役 所 前	9:07	11:59	15:36	19:23	20:18	7:18	8:08	10:34	13:26
多 賀 城 駅 前	9:10	12:02	15:39	19:26	20:21	7:20	8:10	10:36	13:28
中 央 三 丁 目	9:12	12:04	15:41			10:38	13:30	17:07	
留 ケ 谷 三 丁 目	9:14	12:06	15:43			10:40	13:32	17:09	
向 案 院 二 号 公 園 前	9:15	12:07	15:44			10:41	13:33	17:10	
留 ケ 谷 二 号 公 園 前	9:16	12:08	15:45			10:42	13:34	17:11	
ヨークベニマル多賀城店前	9:18	12:10	15:47			10:44	13:36	17:13	
次 先 便	南 3 便	南 4 便	南 5 便	北 5 便	最 終				

休日 南宮～岩切～新田駅間 (北回り)									
停 留 所	1便	2便	3便	4便	5便	停 留 所	1便	2便	3便
ヨークベニマル多賀城店前	10:59	14:36				9:33	12:25	16:02	17:28
留 ケ 谷 二 丁 目	11:01	14:38				9:35	12:27	16:04	17:30
留 ケ 谷 一 院 前	11:02	14:39				9:36	12:28	16:05	17:31
留 ケ 谷 三 丁 目	11:03	14:40				9:37	12:29	16:06	17:32
中 央 三 丁 目	11:05	14:42				9:39	12:31	16:08	17:34
多 賀 城 駅 前	8:30	11:07	14:44	18:46	19:41	6:40	7:30	9:41	12:33
多 賀 城 市 役 所 前	8:32	11:09	14:46	18:48	19:43	6:42	7:32	9:43	12:35
高 崎 二 号 公 園 前	8:33	11:10	14:47	18:49	19:44	6:43	7:33	9:44	12:36
高 崎 中 学 校 前	8:34	11:11	14:48	18:50	19:45	6:44	7:34	9:45	12:37
高 崎 中 学 校 前	11:13	14:50				9:47	12:39	16:16	17:42
東 北 歴 史 博 物 館 前	11:17	14:54				9:51	12:43	16:20	17:46
ヨークベニマル多賀城店前	8:37	11:22	14:59	18:53	19:48	6:47	7:37	9:56	12:48
高 橋 三 丁 目	8:39	11:24	15:01	18:55	19:50	6:49	7:39	9:58	12:50
多 賀 城 先 前	8:40	11:25	15:02	18:56	19:51	6:51	7:41	10:00	12:52
南 宮 交 通 前	8:41	11:26	15:03	18:57	19:52	6:52	7:42	10:01	12:53
山 王 地 区 公 民 館 前	8:43	11:28	15:05	18:59	19:54	6:53	7:43	10:02	12:54
J A 仙 台 南 宮 支 店 前	8:44	11:29	15:06	19:00	19:55	6:54	7:44	10:03	12:55
便 用	8:								

# 制度内容について

## (1) 旧運賃（令和8年3月31日まで）

### ア 多賀城東部線（距離制運賃）

区分	運賃
大人（中学生以上）	100円～350円
小児	上記の半額
障害者（手帳所持）	大人、小児運賃の半額
65歳以上で運転経歴証明書またはマイナ経歴証明書を所有している方	運賃全額免除（1年間無料）
65歳以上の多賀城市民でICT活用による証明書を所有している方	運賃全額免除
障害者（手帳所持）である多賀城市民でICT活用による証明書を所有している方	運賃全額免除

### イ 多賀城西部線（定額制運賃）

区分	運賃
大人（中学生以上）	200円
小児	100円
未就学児	大人1名につき3名まで無料
障害者（手帳所持）	大人、小児運賃の半額
65歳以上で運転経歴証明書またはマイナ経歴証明書を所有している方	運賃全額免除（1年間無料）
65歳以上の多賀城市民でICT活用による証明書を所有している方	運賃全額免除
障害者（手帳所持）である多賀城市民でICT活用による証明書を所有している方	運賃全額免除

# 制度内容について

## (2) 新運賃（令和8年4月1日から）

### ア 多賀城東部線（距離制運賃）

区分	運賃
大人（中学生以上）	100円～350円
小児	上記の半額
障害者（手帳所持）	大人、小児運賃の半額
65歳以上で運転経歴証明書またはマイナ経歴証明書を所有している方	運賃全額免除（1年間無料）
<b>65歳以上の多賀城市民で乗車証（デジタルタイプ、カードタイプ）を所有している方</b>	<b>運賃全額免除</b>
<b>障害者（手帳所持）である多賀城市民</b>	<b>運賃全額免除</b>

### イ 多賀城西部線（定額制運賃）

区分	運賃
大人（中学生以上）	200円
小児	100円
未就学児	大人1名につき3名まで無料
障害者（手帳所持）	大人、小児運賃の半額
65歳以上で運転経歴証明書またはマイナ経歴証明書を所有している方	運賃全額免除（1年間無料）
<b>65歳以上の多賀城市民で乗車証（デジタルタイプ、カードタイプ）を所有している方</b>	<b>運賃全額免除</b>
<b>障害者（手帳所持）である多賀城市民</b>	<b>運賃全額免除</b>

# 制度内容について

## (3) 運用手法（65歳以上の多賀城市民）

- ア 乗車証（デジタルタイプ）
- (ア) 宮城県において推奨しているマイナンバーカードを活用したデジタル身分証アプリである「ポケッタサイン」内ミニアードにて申請
- (イ) 申請後にQRコードを付与
- (ウ) 多賀城東部線・多賀城西部線乗車時にアプリ内のQRコードを専用の端末にかざすことにより、バス運賃全額免除で乗車可能
- (エ) 半年に1回、利用者がアプリにて更新

- イ 乗車証（カードタイプ）
- (ア) 乗車証（カードタイプ）発行の実費分を負担いただき、必要事項を記入の上、窓口で申請
- (イ) 申請後に乗車証（カードタイプ）を発行
- (ウ) 多賀城東部線・多賀城西部線乗車時に発行した乗車証（カードタイプ）を運転手へ提示することにより、バス運賃全額免除で乗車可能
- (エ) 乗車証（カードタイプ）の更新不要
- ※交通DX促進の観点からデジタルタイプの普及に応じて、カードタイプの扱いは順次廃止とする予定

## (4) 運用手法（障害者である多賀城市民）

- 障害者である市民の利用については、交付されている各種障害者手帳を提示することにより、バス運賃全額免除で乗車可能
- ※デジタル手帳との協議が整い次第、障害者においてもデジタルタイプの利用が可能となる予定
- ※本人の移動支援のため同乗する介護者1名を含む

# 制度内容について

## 【運用手法イメージ】

### (3) ア 乗車証【デジタルタイプ】(65歳以上)



### (4) 障害者手帳による乗車証



### イ 乗車証【カードタイプ】(65歳以上)



**【取組に係る費用】**  
1 デジタルタイプ ※(1)は「デジタル身分証導入支援補助金（県補助金）」を活用見込み  
(1) 初期費用 ミニアプリ開発費 5,500円  
(2) 維持費用 ミニアプリ利用料(年間) 990円 + QR読み取りデバイス及び利用記録通信費（年間）397千円  
2 カードタイプ  
(1) 発行費用 1枚あたり550円

※参考 社会実験に要した費用（人件費） 3,010千円（令和6年度）

# 制度内容について

## (5) カードタイプ発行に係る経費

65歳以上のカードタイプ乗車証については、発行に係る経費分として実費相当額500円（紛失等による再発行も同様）を求めることがあります。ただし、デジタルタイプについては、今後交通DXを促進させるためにミニアプリでの運用とすることからカードの発行に係る経費が発生しないので負担はありません。

乗車証種別	乗車証発行に係る実費負担
カード	500円
デジタル	負担なし

## (6) デジタルタイプ利用特典

デジタルタイプ乗車証を利用し、多賀城東部線・多賀城西部線のいざれかに乗車された方が、乗車当日に特典を受けるような仕組みの導入を目指します。なお、特典を受ける際には、利用者側でミニアプリ内に表示される当日の履歴を提示していただくことを想定しています。



# 制度内容について

- (7) スケジュール
- 令和7年11月 全員協議会  
令和7年12月 第4回市議会定例会へ補正予算計上及び債務負担行為設定  
多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会で協議  
令和8年 1月 アプリ開発
- 多賀城NOW(1月号)にて周知啓発
- 令和8年 3月 運行事業者による運賃料金設定届出  
令和8年 4月 1日から申請受付開始  
※市内3箇所に申請サポート窓口設置（各2日間）
- 令和8年 4月 新たな取組による運用開始
- (8) 周知方法
- 多賀城NOWへ掲載  
市ホームページへ掲載  
市公式SNSによる情報発信  
暫定運用申請者へ市公式LINEまたはメールを送付  
市行政広報モニターへ掲載  
市防災ビジョンへ掲載  
ア イ ウ エ オ カ

# 道路運送法第9条第5項に基づく運賃協議に係る意見聴取結果について

別紙2

- 募集期間:令和7年12月3日(水)から12月9日(火)まで
- 周知方法:多賀城市ホームページ、多賀城市公式LINE
- 意見提出件数:3件
- 提出方法:メール

No	提出意見(原文掲載)	提出意見に対する考え方
●運賃設定に関する意見	<p>意見</p> <p>1. ご承知のように、一般的に自治体が行うバス運賃等の支援を行う意義は「交通空白地域の解消による移動権の保障」と「高齢者等の交通弱者の社会参加の促進」にあり、こうした意義や目的が近隣市町はじめ多くの自治体で共有され実施されており、多賀城市も同様のことだと思います。</p> <p>2. これは、市民にとっては① 移動権の保障 ② 高齢者・障害者の社会参加促進 ③ 生活利便性の向上などが確保され、地域社会にとっても① 商業施設や地域イベント等への来訪者の増加等による地域の活性化をもたらし、マイカー利用の抑制によるCO2削減や交通渋滞の緩和等の環境負荷の低減をもたらすことが考えられます。</p> <p>3. 多賀城市にとっても ① 交通空白地域の解消 ② 高齢者・障害者の福祉政策 ③ 交通ネットワークの形成によるまちづくり等の政策との関連するものとしての意義があると思います。</p> <p>4. 以上のように、自治体が行うバス運賃等の支援は、「高齢者等の交通弱者」「地域社会」「自治体」の三者にとって利益となることから、積極的に推進すべき事業であり、今回、多賀城市が実施する計画であるバス運賃の無料化については基本的には賛同するものの、「高齢者・障害者等の交通弱者」はじめ多くの市民が等しく、気軽に、何度も利用するために、以下のような改善を求めるものです。</p> <p>① 利用者の負担増をもたらすマイナンバーカード作成の「義務化」、カード発行費用負担を止めること(高齢者等は「紙」でも大事に保管、保持し、活用します)</p> <p>② 地域公共交通協議会の議事録でも指摘されていますが、スマホからの画面確認は運転手さんの負担となっており、スマホによる無料証明書の提示を中止すべきです(近隣自治体では行っていないものであり、市民の負担の軽減にもなります。また、社会実験の検証結果の分析でも「デジタルデバイドの解消へ前進しているものと推測する」とか、「仮説」にとどまっていることからも、スマホからの画面確認に拘る根拠は見受けられません)。</p> <p>③ 利用者、市民の要望にもとづく運行の増便、ルートの変更、空白地域の解消は急務です。市民が等しく移動権や交通弱者の社会参加の促進、保障されることは市政の大事な課題であると思います。同時に、バス運行の収支の改善にも貢献するものと考えます。</p> <p>5. 本件が議論された地域公共交通協議会(以下、協議会という。市ホームページより)には、以下のような問題点がありとします。</p> <p>① 協議会の委員21名中「市民又は利用者」委員は、2名となっています(第4回協議会名簿)。また、運賃料金部会委員(6名)中、市民は1名のみであり、市民、利用者の意見の反映が非常に不十分であること。</p> <p>② 協議会は4回開催されたものの、2回は「書面」開催であり、議事録を見ると、運賃等の議論は実質的には「第4回協議会」だけで議論されたに過ぎないものであり、うち運賃料金部会は「30分のみ」の開催であり、余りにも乱暴な運営であると思うものです。</p> <p>③ 議事録(第4回協議会)によれば、発言回数は事務局15回、会長(議長)12回、副会長(副市長)2回に対し、委員の発言は5回のみとなっており、ここにも市民・利用者の声が反映されたものとなっていないと強く感じるものです。</p> <p>⑥ 市ホームページでは、第3回協議会の表題と内容が違っており、市民の意見を公募する前提に欠落があり、問題があると思われるものです。以上</p>	<p>1～3につきましては、4及び5の意見に対する前提のお考えを頂戴したものと捉えています。</p> <p>4①につきましては、デジタルタイプ乗車証のほか、カードタイプ乗車証も導入し2種類の乗車証で運用することから、マイナンバーカード作成を義務とした取組とは捉えておりません。また、カードタイプ乗車証につきましては、偽造防止及び長くお使いいただくことを前提とした耐久性のあるカードを作成しますので、カード代としての実費相当分をご負担いただくものです。</p> <p>4②につきましては、社会実験及び暫定運用期間中は、バス降車時にスマホに表示される無料証明書を運転手の方にご提示いただく手法でしたので、運転手の方には提示される証明書を目視での確認及び利用者数のカウントをお願いしており、その点が負担となっているとのご指摘と理解しています。その点を改善すべく、デジタルタイプ乗車証を新たに導入し、QRコードを読み取り機器にかざすことで対象者であることを確認ができるほか、利用者数も自動集計できますので、運転手の負担軽減が図れ、改善につながるものと考えています。</p> <p>【4③、5につきましては、その他意見参照】</p> <p>※5④及び⑤は、ご意見に表記されておりませんでした。</p>
2	<p>65歳以上バス運賃無料を継続して欲しい。</p> <p>お祝い金の減額、敬老会補助金の廃止と高齢者にとって行政のサービス低下が続いている。</p> <p>図書館、文化センター、歴史博物館の利用は高齢者の自己啓発、認知症予防に役立っている。</p> <p>運転免許証を持っていない者、免許証返納を検討している者にとってバス利用は不可欠である。</p> <p>下馬在住者にとって体育館移設も徒歩では行けなくなる。</p> <p>是非継続の検討をお願いする。</p>	<p>今回意見聴取している内容に係る取組に合致しているご意見となっています。</p> <p>本件においては、65歳以上または障害者である多賀城市民については、バス運賃全額免除となる運賃設定となりますので、65歳以上の多賀城市民については令和4年10月から開始した社会実験から継続となります。</p>

No	提出意見(原文掲載)	提出意見に対する考え方
●その他意見		
1	<p>私は、『笠神保育所前』バス停を利用しています。 1時間に1本しか無い運行状況だととても不便だし、利用したくても本数が少な過ぎて利用を断念することが多々あります。 本数を増やすなら料金改定もいいと思いますが、『本数は増やさない料金は上げる』では益々利用者が少なくなるのではないですか？駅から遠いのでもっとバスを利用したいですが、はっきり言うと『利便性が著しく低いため使えないバス』です。 あんな大きなバスは必要無いので、普通自動車第2種くらいの免許でも運転できる小型のバスにしてとにかく本数を増やして欲しいです。</p> <p>あと、行きはバスに乗れても帰りのバス終了時間が早いため利用を躊躇う場面もあります。 夜間も時間を延ばす等帰宅困難状態にならないような時間設計をして欲しいです。 これから高齢者の免許返納等で益々バスが必要になると思いますので、本数やルートを増やして、利便性を高めて欲しいです。 笠神地区は特に忘れ去られてる印象を受けています。歴史的建造物の再建よりも先に市民の生活に関わるバスを充実させてください。無人バスの取り入れなどで全国を先駆けた施策をお願いいたします。</p>	<p>本意見聴取については、道路運送法第9条第5項に基づき、多賀城東部線・多賀城西部線における運賃設定に関する部分に限定して、ご意見を伺ったものです。 今回いただいたご意見は、多賀城東部線の運行内容に関する意見と推察されます。 よって、今後、運行に関する検討を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>意見</p> <p>1. ご承知のように、一般的に自治体が行うバス運賃等の支援を行う意義は「交通空白地域の解消による移動権の保障」と「高齢者等の交通弱者の社会参加の促進」にあり、こうした意義や目的が近隣市町はじめ多くの自治体で共有され実施されており、多賀城市も同様のことと思います。</p> <p>2. これは、市民にとっては① 移動権の保障 ② 高齢者・障害者の社会参加促進 ③ 生活利便性の向上などが確保され、地域社会にとっても① 商業施設や地域イベント等への来訪者の増加等による地域の活性化をもたらし、マイカー利用の抑制によるCO2削減や交通渋滞の緩和等の環境負荷の低減をもたらすことが考えられます。</p> <p>3. 多賀城市にとっても ① 交通空白地域の解消 ② 高齢者・障害者の福祉政策 ③ 交通ネットワークの形成によるまちづくり等の政策との関連するものとしての意義があると思います。</p> <p>4. 以上のように、自治体が行うバス運賃等の支援は、「高齢者等の交通弱者」「地域社会」「自治体」の三者にとって利益となることから、積極的に推進すべき事業であり、今回、多賀城市が実施する計画であるバス運賃の無料化については基本的には賛同するものの、「高齢者・障害者等の交通弱者」はじめ多くの市民が等しく、気軽に、何度も利用するために、以下のような改善を求めるものです。</p> <p>① 利用者の負担増をもたらすマイナンバーカード作成の「義務化」、カード発行費用負担を止めること(高齢者等は「紙」でも大事に保管、保持し、活用します)</p> <p>② 地域公共交通協議会の議事録でも指摘されていますが、スマホからの画面確認は運転手さんの負担となっており、スマホによる無料証明書の提示を中止すべきです(近隣自治体では行っていないものであり、市民の負担の軽減にもなります。また、社会実験の検証結果の分析でも「デジタルdehydeの解消へ前進しているものと推測する」とか、「仮説」にとどまっていることからも、スマホからの画面確認に拘る根拠は見受けられません)。</p> <p>③ 利用者、市民の要望にもとづく運行の増便、ルートの変更、空白地域の解消は急務です。市民が等しく移動権や交通弱者の社会参加の促進、保障されることは市政の大事な課題であると思います。同時に、バス運行の収支の改善にも貢献するものと考えます。</p> <p>5. 本件が議論された地域公共交通協議会(以下、協議会という。市ホームページ掲載より)には、以下のような問題点がありと思います。</p> <p>① 協議会の委員21名中「市民又は利用者」委員は、2名となっています(第4回協議会名簿)。また、運賃料金部会委員(6名)中、市民は1名のみであり、市民、利用者の意見の反映が非常に不十分であること。</p> <p>② 協議会は4回開催されたものの、2回は「書面」開催であり、議事録を見ると、運賃等の議論は実質的には「第4回協議会」だけで議論されたに過ぎないものであり、うち運賃料金部会は「30分のみ」の開催であり、余りにも乱暴な運営であると思うものです。</p> <p>③ 議事録(第4回協議会)によれば、発言回数は事務局15回、会長(議長)12回、副会長(副市長)2回に対し、委員の発言は5回のみとなっており、ここにも市民・利用者の声が反映されたものとなっていないと強く感じるものです。</p> <p>⑥ 市ホームページでは、第3回協議会の表題と内容が違っており、市民の意見を公募する前提に欠落があり、問題があると思料するものです。以上</p>	<p>1～3につきましては、4及び5の意見に対する前提のお考えを頂戴したものと捉えており、本意見聴取については、道路運送法第9条第5項に基づき、多賀城東部線・多賀城西部線における運賃設定に関する部分に限定して、ご意見を伺ったものです。</p> <p>【4①、②につきましては、運賃設定に関する意見参照】</p> <p>4③につきましては、公共交通全般に関する意見と推察されます。よって、今後、公共交通全般に係る検討を進めていく際の参考とさせていただきます。</p> <p>5につきましては、多賀城市地域公共交通協議会の運営に関する意見と推察されます。</p> <p>5①につきましては、市民、利用者の意見を反映させるために道路運送法第9条第5項に基づき、意見聴取することとなっておりますので、現在の体制で充足しております。</p> <p>5②につきましては、協議会の開催は協議内容等に応じて開催するものであり、必ずしも「対面」で開催しなければならないものではありませんので、協議内容等に応じて適正に運営しています。また、令和5年10月施行の改正道路運送法により、運賃の協議については、別の協議組織である運賃協議会で協議しなければならないため、別の協議組織である多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会において協議し、適正に運営しておりますので、開催回数や会議時間で判断するものではないと考えております。</p> <p>5③につきましては、委員の発言回数については、各委員のご判断に基づくものであり、発言回数で市民・利用者の声の反映度を判断するものではないと考えております。</p> <p>5⑥につきましては、令和7年度第3回多賀城市地域公共交通協議会資料等のリンクファイルに誤りがありましたので、修正いたします。</p> <p>※5④及び⑤は、ご意見に表記されておりませんでした。</p>